

政治家の 寄附の禁止

政治家が、選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対して行う寄附及び自らが行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています(飲食に関するものは禁止)。

なお、政治家が親族や秘書などの名義を使って寄附をしたり、政治家以外の人政治家名義で寄附をすることも罰則の対象となります。

政治家に 対する寄附の 要求の禁止

政治家に対し寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威圧して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威圧して求めると罰則の対象となります。

政治家の 関係団体の 寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体・会社が、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると罰則の対象となります。

後援団体の 寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人や団体に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や理由がどのようなものであっても罰則の対象となります。

会社・団体が する寄附

会社、労働組合その他の各種の団体(政党・政治団体を除く)は、政党・政治資金団体以外の者に対する「政治活動に関する寄附」は禁止されています。また、誰であっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種の団体(政治団体を除く)に対して寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。これらに違反して寄附をしたりすると罰則の対象となります。

編集・発行 平成24年6月
埼玉県選挙管理委員会
TEL048-830-2693 (ダイヤルイン)
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/t01/>

埼玉県選挙管理委員会

検索

寄附は
NO!



選挙のめいすいくん

寄附は

NO!



選挙の
めいすいくん

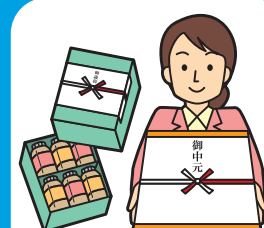
有権者は
求めない!
政治家は
贈らない!

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。



運動会やスポーツ
大会への飲食物の
差し入れ



お中元・お歳暮



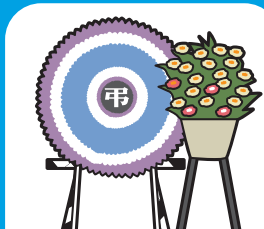
これらの
行為は全て
禁止です!



落成式・開店祝いの
花輪



病氣見舞い



葬式の花輪、供花



結婚祝い・香典



入学祝い、卒業祝い



町会の集会や旅行
等の催し物への
寸志や飲食物の
差し入れ



お祭りへの寄附や
差し入れ

埼玉県選挙管理委員会・千葉県選挙管理委員会・東京都選挙管理委員会・神奈川県選挙管理委員会
平成24年6月発行

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/t01/>

埼玉県選挙管理委員会

検索



寄附の禁止 寄附ってな～に？

「政治家の寄附は禁止」
というけれど、
寄附ってなんなの？



寄附とは、お金や物品、その他
財産上の利益となるものを与え
たり、与える約束をすることだ
よ。だけど物を買ったときの代
金や有料イベントの参加料のよ
うに、債務の履行として支払う
ものは寄附にはあたらないよ。



NO!

政治家が寄附にお金をかけ
ることを無くして、お金の
かからない選挙、きれいな
選挙を実現するためだよ。



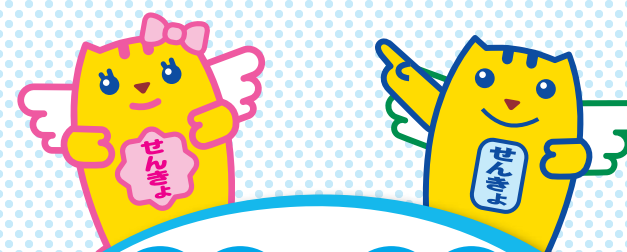
どうして政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人へ
のお中元・お歳暮や催し
物の賛助金など、選挙
とは関係ない寄附だっ
たら問題ないのでは。



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止されていたんだ。でも、政治家が普段からいろいろな名目で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大きな原因となっていたんだ。そこで法律が改正されて、現在は選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されているんだ。

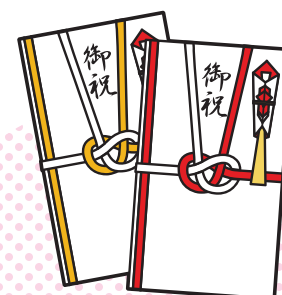


寄附の禁止 こんなときは？

Q & A

Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか？

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q 町会で被災地支援の募金を集めることになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は、寄附にあたりますか？

A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。



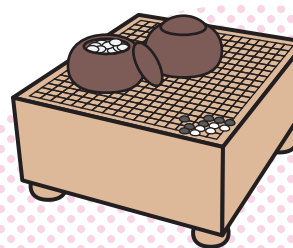
Q 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。
(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。)



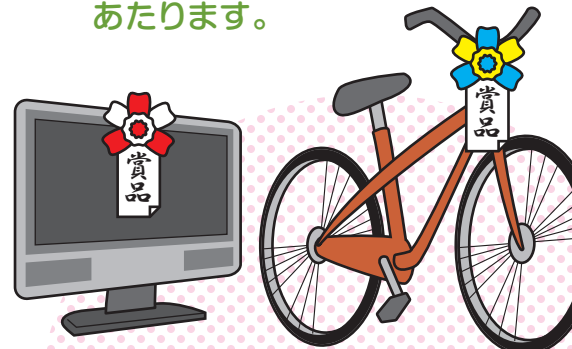
Q 趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、入会することとなった政治家が2口(2,000円)以上支払ったときは、寄附にあたりますか？

A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。



Q 地域で開催されるカラオケ大会の賞品を政治家が提供した場合、禁止される寄附にあたりますか？

A 物品の提供も、利益を与えることとなるため禁止されている寄附にあたります。



注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止される寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。